

医薬品等適応外使用検討会議で承認された治療法

当院の医薬品等適応外使用検討会議にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院のホームページにて情報公開をすることにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

記

実施内容	検査・処置・治療におけるミダゾラム使用
実施責任者	鈴鹿回生病院 病院長 岡宏次
対象者	検査・処置・治療において鎮静や症状抑制が必要と判断された患者
承認日	2022 年 10 月 4 日
対象期間	承認日より永続的に
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>検査・処置・治療では、その実施完遂率の向上と患者の苦痛や不安を解消するために、鎮静を行うことがあります。適切かつ安全な鎮静のために、実施前から実施後まで対象者の方の評価や監視を行います。一般的に鎮静に使用する頻度の高いミダゾラムは一部の領域でしか保険の適用がありません。当院では、国内外のガイドラインを考慮し、保険適応外ですが、ミダゾラムを用いた鎮静や治療を行うことがあります。</p> <p>【当院における適応外使用の主な場面】</p> <p>① 区域麻酔時の鎮静（脊椎麻酔・硬膜外麻酔・局所麻酔など全身麻酔以外のもの）</p> <p>② 内視鏡検査・処置時の鎮静</p> <p>③ 苦痛緩和の鎮静</p> <p>④ 痙攣重積発作の抑制</p> <p>など</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>ミダゾラムによる有害事象として低酸素血症や血圧低下を認める頻度が高い場合がありますが、対象の方の観察を行うことで早期に発見し適切に対応します。本剤使用に伴う有害事象など健康被害が生じた場合は、保険診療範囲内で適切な診療と治療を行います。</p>
お問い合わせ先	鈴鹿回生病院 薬剤管理課 代表 059-375-1212（内線 2500）